

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 104
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	①	① 刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえ、必要な措置を行う。
該当施策名 (事業名)	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	
該当施策の背景・目的	<p>性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱(骨子)が採択され、法務大臣に答申が行われた。</p> <p>この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したことから、同法案の審議状況を踏まえて、必要な措置を行う。</p>	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
	28年度決算額: — 千円	
	使用割合: — %	
—	機構定員要求	
—	その他(具体的に)	—
該当施策概要	<p>平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知することとする。</p>	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	84	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	83	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-4 性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	—
担当府省・担当課	法務省	
	刑事局刑事法制管理官	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの。

※2『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)での施策の整理上の番号を示す。

※3『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

刑法の一部を改正する法律の概要

- 平成26年10月～平成27年8月
「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問
(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日 法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「**強制性交等罪**」とした。
※ 旧法は, 「女子」に対する「姦淫」(膾性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としていた。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とした。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設けた。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「**強盗・強制性交等罪**」とした。
※ 現行法では,
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化 (旧法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とした。

※ 公布の日：平成29年6月23日

※ 施行期日：平成29年7月13日

大項目	II	II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(5)	(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
細項目	③	③研修等の充実 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、 <u>検察</u> 、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関の職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。
該当施策名 (事業名)	検察官等に対する研修の充実等	
該当施策の背景・目的	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※ — 千円 28年度決算額: — 千円 使用割合: — %
—	機構定員要求	
○	その他(具体的に)	
	研修科目の充実	
該当施策概要	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2	
	85	
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3	
	84	
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目	
	分野 一大項目	7-1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	その他関係する分野・大項目等	
	分野 一大項目	7-4
担当府省・担当課	刑事局	
	総務課	

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。